

## 千葉県ニューファーマー育成研修実施規程

### (目的)

第1条 本事業は、農業者の減少と高齢化の進展が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、新規就農希望者や農業後継者を対象に、これまでの経験や希望に応じて、受けたい研修内容をコースから選べる研修を実施し、地域をけん引する農業経営者を育成することを目的とする。

### (研修内容)

第2条 研修は受託事業者（以下「受託者」という。）に委託するものとし、以下に掲げる内容を実施するものとする。

#### (1) アドバンスコース

ア 座学、実習、農家研修及び視察とする。

イ 座学は、農業経営・農業技術などに関する講義とし、市長及び受託者が認める者を講師として、千葉県農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。

ウ 実習は、研修生が農政センター内の施設で自ら作物を栽培し、販売を前提とした出荷調整作業まで行う。栽培する作物は、イチゴまたはトマトの2品目とする。受託者は、メンターとして、研修生の相談役を担う担当者を選定する。

エ 農家研修は、経営及び生産技術に関する研修とする。受託者は、原則千葉県内から先進農家を選定し、市長が適当と認めた場所で研修を行う。

オ 視察は、研修生の希望する視察先で、市長及び受託者が適当と認める場所で行う。受託者は、研修生から希望視察先の聞き取りを行い、研修生1人当たり原則2か所まで対応する。

#### (2) 育成コース

ア 基礎研修、農家研修及び視察とする。

イ 基礎研修は、農業技術に関する講義及び実習、農業機械に関する講

義及び実習とし、市長及び受託者が認める者を講師として、千葉市農政センターその他市長が適当と認める場所で行う。

ウ 農家研修は、経営及び生産技術に関する研修とする。受託者は、原則千葉市内から先進農家を選定し、市長が適当と認めた場所で行う。

エ 視察は、研修生の希望する視察先で、市長及び受託者が適当と認める場所で行う。受託者は、研修生から希望視察先の聞き取りを行い、研修生1人当たり原則2か所まで対応する。

(研修生)

第3条 研修の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) アドバンスコース

ア 研修の開始年の1月1日における年齢が48歳未満の者であること。

イ これまでに研修等の経験を積んでいること。(農業大学校、民間の研修機関で学んだ者等)

ウ これまでに、千葉市農政センター農業経営支援課で実施している就農相談を受けたことがあること。

エ 千葉市農政センターほ場において、栽培から販売までの研修を自ら計画し、自ら実施できること。

オ 研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に市内の農地において経営を開始する者であること。

カ 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること。

キ 市町村税の未納がない者

ク 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められない者

ケ その他、市長が適当と認める者

(2) 育成コース

ア 研修の開始年翌年の1月1日における年齢が62歳未満の者であ

ること。

イ これまでに、千葉市農政センター農業経営支援課で実施している就農相談を受けたことがあること。

ウ 研修修了月の翌月 1 日から起算して 1 年以内に市内の農地において経営を開始する者であること、もしくは育成コース修了後、アドバンスコースへの進級を希望する者であること。

エ 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること。

オ 市町村税の未納がない者

カ 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められない者

キ その他、市長が適当と認める者

(研修期間)

第 4 条 以下に掲げる期間とする。

(1) アドバンスコース

1 2 か月

(2) 育成コース

1 5 か月

ア 基礎研修 3 か月

イ 農家研修 1 2 か月

(研修生の募集)

第 5 条 研修生の募集は、ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

(研修申込手続)

第 6 条 研修希望者は、千葉市ニューファーマー育成研修申込書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添付して市長に申し込むものとする。

(1) 履歴書 (様式第 2 号)

(2) 質問票 (様式第 3 号)

(3) 作文 (様式第 4 号)

(4) 意向調書(様式第5号)

(研修生の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類による第一次選考及び面接による第二次選考を経て研修生を決定し、選考結果及び研修生決定の旨を文書により通知するものとする。

(1) 第一次選考により選考された者は、健康診断書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。なお、健康診断書は任意様式でも可能とする。

(2) 第二次選考により選考された者は、納税証明書(市町村税)を市長に提出しなければならない。

(3) 研修生として決定された者は、誓約書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(研修報告)

第8条 研修生は、研修日毎にその日の研修内容等を日誌に記録すること。

また、毎月5日までに前月分の研修日誌を市長に提出することにより研修報告をしなければならない。

(農業経営の開始)

第9条 研修生は、研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に市内の農地において経営を開始すること(育成コース修了後、アドバンスコースへの進級を希望する者を除く)。また、農業経営を開始した際は農業経営開始届(様式8号)を市長に提出しなければならない。なお、「農業経営開始」の時点は、次の各号のいずれかに該当する行為が行われた日のうち、最も早い日をいう。

ア 農地の取得又は賃借に係る契約の締結

イ 主要な農業機械又は農業用施設の取得

ウ 本人(法人にあっては、当該法人)名義による農産物の出荷又は取引の開始

(農業経営開始の遅延)

第10条 研修生は、やむを得ない事情により農業経営の開始を延期する場合、研修修了月の翌月1日から起算して1年以内に、農業経営開始遅延許可申請書(様式第9号)により、農業経営開始の遅延を申請しなければならない。

2 前項による農業経営開始の遅延期間は、最長3年間とする。

3 市長は、第1項の申請を受理し、これを許可したときは農業経営開始遅延許可証(様式10号)を申請者に交付するものとする。

(許可事項の変更)

第11条 研修生は、前条の規定による許可に係る事項を変更しようとするときは、農業経営開始遅延変更許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理し、これを許可したときは農業経営開始遅延変更許可証(様式12号)を申請者に交付するものとする。

(損害賠償等)

第12条 研修生は、研修期間中、故意又は過失が原因で損害が生じたときは、これを賠償しなければならない。

2 研修生は、原則として、保険に加入しなければならない。

3 研修期間中の事故等に起因して研修生に生じた損害について、市は一切の補償責任を負わないものとし、当該補償は研修生が加入する保険によるものとする。

4 上記2及び3に基づく、保険の利用に関する必要な手続は、研修生及び受託者が行うものとする。

(研修奨励金の交付)

第13条 市長は、研修生に対し、アドバンスコースの研修の期間中及び育成コースの農家研修の期間中、研修奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。

2 奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

(農業機械の使用)

第14条 市長は、研修生に対し、市所有の農業機械を貸し出すことができる。

2 農業機械の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

(研修の中止又は停止)

第15条 市長は、研修生が研修生としてふさわしくない行為をしたとき、研修日数が年間150日に満たない時、又はやむを得ない事由が生じたときは、研修の実施を中止し、又は停止することができる。

(補則)

第16条 この規程で定めるもののほか、千葉市ニューファーマー育成研修の実施及び経営開始に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月17日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

千葉市長 様

住 所

氏 名

千葉市ニューファーマー育成研修申込書

上記の研修を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

添付書類

履 歴 書 (様式第2号)

質 問 票 (様式第3号)

作 文 (様式第4号)

意 向 調 書 (様式第5号)



年	月	免許・資格

緊急連絡先

氏名	関係	同居・別居 の別	電話番号
		同居・別居	固定電話
			携帯電話

# 質 問 票

氏 名

以下の質問について、該当するものに○をつけ、( )にご記入ください。

1 研修について、どのような方法で知り得ましたか。

- (1) チラシ・市ホームページ
- (2) ポスター
- (3) その他 ( )

2 希望する研修コースをお選びください。

- (1) アドバンスコース
- (2) 育成コース

3 2で、(1)アドバンスコースを選んだ方は、研修品目をお選びください。

- (1) イチゴ
- (2) トマト

4 研修修了後は千葉市で就農することになりますが、千葉市もしくは近隣地域への引っ越しは検討していますか。(千葉市外に在住の方)

( )

5 今までどのような農業体験や経験がありますか。

( )

6 研修中の生活や就農に必要な資金はどのように計画していますか。

( )

7 新規就農するに当たり、家族は納得していますか。また、家族からどのような協力が得られますか。

( )

8 農作業はかなり重労働ですが、体力に自信がありますか。また、今までの運動経験や日頃の運動習慣についてお答えください

( )

9 現在、通院していますか。

はい (週 回 ・月 回 通院理由 ( ))  
いいえ

10 今までに大病をしたことがありますか。

はい ( )  
いいえ

以上、ありがとうございました。

様式第4号)

## 作文用紙

※記述に当たり、ページや段数は増えても構いません。  
文末に文字数の記入をお願いします。

①研修への申し込み動機をお書きください。(400字以上 1000字以内)

②これまでの農業経験、農業学校履修及び研修経験について、お書きください。(400字以内)

③研修後に考えている就農のイメージについてお書きください。(400字以上 1000字以内)

(様式第5号)

## 意向調書

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳)

### 1 経営の目標

経営部門	施設野菜 露地野菜 果樹 水稻 その他 ( )				希望地域	区
作物の種類 及び 作付面積						
売上目標	就農3年目	円	就農5年目	円		
予測経費	就農3年目	円	就農5年目	円		
所得目標 (売上-経費)	就農3年目	円	就農5年目	円		
家族構成 ※家族は全員記入してください。	氏 名	年齢	続柄	職業	農業経験	年間農業従事日数
	本 人	—	—	—	あり・なし	
					あり・なし	
					あり・なし	

2 想定している販売方法

3 自己資金額（栽培施設建設費や農業機械購入等、生活費とは別に用意できる）

万円

4 3の自己資金を使って、どのような栽培施設や農業機械等を導入し、どのような経営を目指すのか

5 その他

(様式第6号)

# 健康診断書

ふりがな		年 月 日生 ( 歳)	
氏名			
住所	電話		
身長	cm	X線検査 所見	
体重	kg		
視力	右 ( ) 左 ( )		
色覚			
聴力	右 左		
尿検査			年 月 日撮影
特記事項			

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住所 (所在地)

医療機関名

医師名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

# 誓 約 書

年 月 日

千葉市長 様

(研修生) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

生年月日 \_\_\_\_\_

\* (保証人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、貴市において実施される「千葉市ニューファーマー育成研修」への参加に当たり、研修に専念するとともに、下記事項を遵守することを誓います。

## 記

- 1 研修期間中は、研修上の注意事項を遵守するとともに管理監督者の指示に従います。
- 2 研修の全課程を修了後、1年以内に市内で農業経営を開始します。
- 3 研修期間中に知り得た個人情報等については、一切漏洩いたしません。
- 4 研修期間中に故意又は過失が原因で損害を及ぼしたときは、直ちに弁償します。
- 5 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる団体の構成員及び第6号に規定する者ではありません。  
また、これらの暴力団及び暴力団員等と、社会的に非難されるような関係はありません。
- 6 規程第3条の要件各号に該当しており、その他の法令も遵守いたします。

\*研修生が未成年の場合は、親権者又は身元保証人が保証人欄に記入してください。

(様式第8号)

## 農業経営開始届

年 月 日

千葉市長 様

氏 名

千葉市ニューファーマー育成研修実施規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け  
出ます。

修了した 研修名・コース	
農業経営開始日	年 月 日
就農地	

(様式第9号)

# 農業経営開始遅延許可申請書

年 月 日

千葉市長 様

氏 名

下記理由により、誓約した研修修了後1年以内の農業経営の開始が困難であるため、千葉市ニューファーマー育成研修実施規程第10条の規定に基づき下記のとおり申請します。

経営開始期限日	年 月 日
経営開始予定日	年 月 日
遅延理由	
農業経営開始に向けた スケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(様式第10号)

# 農業経営開始遅延許可証

年 月 日

様

千葉市長

令和 年 月 日付で申請のあった農業経営開始遅延許可申請について、次の通り農業経営開始の遅延を許可します。

経営開始 遅延期間		
経営開始期限日	年 月 日	
農業経営開始に 向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(様式第11号)

# 農業経営開始遅延変更許可申請書

年 月 日

千葉市長 様

氏名

下記理由により、誓約した研修修了後1年以内の農業経営の開始が困難であるため、千葉市ニューファーマー育成研修実施規程第11条の規定に基づき下記のとおり変更を申請します。

変更前 経営開始期限日	年 月 日
変更後 経営開始予定日	年 月 日
変更理由	
農業経営開始に 向けた スケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

(様式第12号)

# 農業経営開始遅延変更許可証

年 月 日

様

千葉市長

令和 年 月 日付で申請のあった農業経営開始遅延許可について、千葉市ニューファーマー育成研修実施規程第11条の規定に基づき以下のとおり農業経営開始の遅延の変更を許可します。

変更前経営開始 遅延期間		
変更後経営開始 遅延期間		
経営開始期限日	年 月 日	
農業経営開始に 向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	